

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>越谷流山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字吉川字屋敷付一五一 六番一地先から吉川市大字吉川 字屋敷付一五一六番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十一月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十四年十二月二十八 日付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三十四号で 告示した道路予定区域の一 部供用開始である。延長二 一・一一メートル</p>